

# 太宰府市自治基本条例に関する提言

令和3年8月12日

太宰府市自治基本条例審議会

## 目次

1. はじめに	1
2. 条例改正の必要性について	1
3. 条例の運用の改善について	
3-1 情報共有（情報公開）	1
3-2 市民参画	3
3-3 コミュニティ（協働）	5
3-4 条例の周知	7
3-5 その他	8
4. おわりに	11
5. 資料編	
(1) 「自治基本条例手引き（解説）」の改正案	12
(2) 自治基本条例での抽象的な定めから具体化が期待される事項	13
(3) 委員名簿	14
(4) 条例の見直しに関する経過	14

## 1. はじめに

太宰府市は「市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ること」を目的に、市のまちづくりの基本ルールとなる太宰府市自治基本条例を平成29年4月1日に施行した。条例では第29条に条例の見直しを定めており、施行後4年を超えない期間ごとに、条例が目的の実現に寄与しているかについて市民参画による検討を行うこととしている。これにより、本審議会は令和3年2月22日付けで太宰府市長から諮問を受け、計9回の会議を開催し検討を行った。限られた期間での作業となったが、現在までの取り組み状況や市民アンケートの結果などをもとに各委員が活発かつ慎重に意見を出し合い、審議した結果として、審議会又は各委員の意見として、次のとおり必要な措置を講ずるよう提言する。

## 2. 条例改正の必要性について

条例の規定については、適切に表現されており、現時点で特段問題が生じている事項もないこと、加えて、条例の規定に基づく取り組みが必ずしも十分とはいえない状況の中で改正を行うことは「猿に烏帽子」の如きであるとの意見もあることから、今回の見直しでは改正の必要はないとの結論に達した。

## 3. 条例の運用の改善について

上述のとおり、審議を通じて運用面での問題や取り組み不足の状況が明らかとなった。運用面での改善が必要との結論に至った項目と、それに対する本審議会による見解及び運用改善策は、次のとおりである。また、審議会委員の意見を記載しているので、改善にあたって参考にしていきたい。

### 3-1 情報共有（情報公開）

#### （1）情報共有・情報公開

市民参画を推進するためには一定の情報が共有されることが必要であるが、市民が得られる情報が必ずしも十分とはいえない。情報公開請求がなるべく少なくなるように情報共有に努めることが大切である。また、職員が情報提供・共有するためのルールを設けることも大切である。

情報公開については、「文書不存在」という回答の割合が高いのは、文書主義の原則からすれば、健全とは言えない状況である。なお、太宰府市における情報公開請求件数は全国的に見ると著しく多いとは言えない状況ではあるものの、請求増加に伴い職員の負担は確実に増加しており、こちらへの対応も欠かせないことである。

#### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・ 情報（個人情報など公開できない情報以外）は原則公開の考えに立ってルールを設ける。

- ・情報公開で資料不存在であったものを分析し、業務に必要な書類を作成するといったことも念頭の上、対応方針を示し、運用する。
- ・情報公開の事務の負担軽減を図る。

#### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・情報を原則公開するというルールを策定する際は、情報を提供・共有することにより一職員の責任が問われることが無いようにルールの中で配慮して欲しい。
- ・情報公開の事務の負担軽減に際しては、例えば再任用職員の活用などが考えられる。

### (2) 情報の入手しやすさ

市民が必要とする情報を容易に入手できることが大切である。

#### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・市民が情報を得たいと思った時に容易に入手できるように、入手方法を複数用意するなどの工夫を行う。
- ・ホームページの検索情報を分析するなどして市民が求めている情報を発信するよう努める。

#### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・各世代の市民によって情報の入手方法は異なるが、高齢者にとっては広報紙が重要な情報源となるため、重要な情報については広報だざいふを活用して欲しい。

### (3) 情報の伝え方

必ずしも市民が関心を寄せる情報、知りたい情報になっていないという課題がある。

#### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・広報モニター制度や広報をテーマにした意見交換会などの市民参画を取り入れ、市民が関心をそそられる、知りたいと思えるような情報が盛り込まれるような広報のあり方を研究する。

### (4) 情報提供手段の多様化

発信した情報が十分に伝わっていないという課題がある。すでに、太宰府市においては多様な媒体での情報提供をしているが、情報提供手段のさらなる多様化が望まれる。市民からは特にSNSを望む声が多い。SNSの特性としては興味を引くものでなければ見てもらえないということがあるので、SNSの活用には、工夫が必要である。また、SNS等は様々な背景や事情を持つ不特定多数の利用者がアクセス可能であるため、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こすことがある。そのため、SNS等により情報

発信をする時には注意を要する。

**【本審議会が提案する運用改善策】**

- ・ SNS での情報発信については、まずは市民に関心を持ってもらう工夫をする。
- ・ SNS 等を情報発信の手段として適切に活用できるように、統一のルールを設けることを検討する。

### 3-2 市民参画

#### (1) 広聴

市民からの意見や質問、それに対する市の回答等は本来、市民に共有されることが重要である。市民から受けた意見が適切に処理されるようにルールを設けることが望ましい。また、職員には市民の意見を引き出すための努力をしていただきたい。

**【本審議会が提案する運用改善策】**

- ・ 市民から出された意見とそれに対する市の対応履歴を記録し、ホームページ等に公開する仕組みを検討する。
- ・ 出前講座などを活用し、積極的に地域に出向いて市民の意見を直接聴く機会を増やす。

**【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】**

- ・ 意見箱に出された意見とそれに対する市の対応はホームページに可能な限り公開した方が良い。
- ・ ホームページ上で、市民が意見や質問を投稿し、それに対して他の市民が意見を述べたり、市から回答したりできる掲示板のようなシステムの構築も検討して欲しい。
- ・ コロナ禍等で地域に出向くことが難しい場合は、遠隔システムの活用などの方法も模索すべきである。

#### (2) 市民公募の手法

現在の太宰府市附属機関等の委員公募実施要綱は、関心を持つ市民に自主的に参加してもらう市民公募と幅広く市民の意見を反映しようとする無作為抽出の考えが混在している。また、最終的に行政が委員を選考する内容となっており、恣意的であると誤解されかねないため、改正すべきである。

審議会等の委員構成については、本条例においては審議会等の委員の一部を市民公募で選任することを原則としており、会議の専門性等を理由に市民公募の規定がない審議会等が多くみられることは望ましくない。専門的な会議であっても工夫次第で市民の参画は可能であり、改善を要望する。

**【本審議会が提案する運用改善策】**

- ・ 市民公募と無作為抽出の違いを整理したうえで、委員選考時に行政の恣意が

入らないように太宰府市附属機関等の委員公募実施要綱を改正する。

- ・本条例第 24 条を踏まえ、各審議会規則等において、審議会等の委員構成に公募による市民の枠を設ける。

#### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・審議会への市民参加方法として、市民公募と無作為抽出は両方が併存する制度となることが望ましい。
- ・市民が参加しやすいように、会議の専門性に応じて、事前に学習機会を提供するなどの工夫を行う必要がある。

### （３）多様な市民参画の機会

現在、太宰府市で市民参画として行われている説明会などは単発的なものが多く、市民参画が一時的な取り組みになっている。そのため、市民参画がどのように市政に活かされたのかという成果が市民には分からないという課題がある。市民参画とは単に意見を聞くことではなく、市の政策立案の過程で市民が主体的にかかわることである。市民参画の前提となる市政情報を積極的に提供し、本条例の趣旨にあった市民参画の場の創出を要望する。また、実施方法の工夫次第では、３－５（３）で後述する行政評価が実現できると考える。様々な方法を検討いただきたい。

パブリック・コメントにおいては、実施の周知を図ると共に、市民が意見を出しやすくする工夫が必要である。

なお、これらの市民参画の推進は議会においても求められており、実施を検討いただきたい。

#### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・具体的なテーマを設定して、複数回にわたって市民と行政が意見交換を行い、かつ市民同士が議論できるような市民参画の場を積極的に創出するよう努める。
- ・市民参画がしやすいように個別施策分野における執行状況を積極的に公開するよう努める。

#### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・議論するテーマを工夫することで、市民参画による行政評価を実現することも可能であると考えられる。
- ・職員がコミュニティの活動に参画し、そこで市民と行政がコミュニケーションをとることも市民参画の方法の一つになり得る。
- ・パブリック・コメントの実施にあたっては、周知の方法として自治会へ協力を求めたり、ネットを活用したりするなど、工夫することが必要である。また、分かりやすい資料の提供に努めて欲しい。
- ・議会においても積極的に市民参画の導入（議会モニター制度や議会サポーター制度など）を検討するべきである。

#### (4) 女性の参画

多様な視点から活発に議論がなされるためにも女性の参画は重要であり、さらなる推進が必要である。審議会等の委員構成における女性の登用率を上げる工夫が求められる。一方で、委員を推薦する団体の役員構成が男性に偏っていることも課題の一つであり、関係団体の協力も必要である。また、女性の参画においては、育児や介護など家庭の事情で参加が難しい場合もあり、審議会等の開催にあたっては配慮が必要である。

##### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・ 審議会等の委員構成における女性割合を増やす工夫を行う。
- ・ 審議会等の開催にあたっては、女性が参加しやすい環境の整備に努める。

##### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・ 審議会等の女性委員を増やす工夫としては、団体推薦において役職に関わらず女性を推薦してもらったり、委員構成に女性専用枠を設けたりすることが考えられる。
- ・ 団体推薦において女性を推薦してもらうには、各団体の役員構成においても女性の割合を増やしていくように協力を求めることも必要である。
- ・ 女性が参加しやすい環境の整備としては、託児サービスの提供や土日の開催などが考えられる。

### 3-3 コミュニティ（協働）

#### (1) 自治会

社会情勢の変化や役員の負担が大きいというイメージ等により自治会や消防団などの地域活動の担い手が不足している。その中でも、各自治会は工夫しながら運営や活動を継続されているが、自治会単独で課題を解決するには限界がある。自治会が抱える問題を自治会だけでなく、行政、議会も共有し、共に考え、取り組むことが課題解決の一步であると考えます。

特に自治会として深刻な問題となっている自治会活動の担い手不足については、社会情勢の変化に合わせた自治会活動の見直しをいかに進めるかや、多様な人材を如何に巻き込むかが課題となっている。また、市の業務を安易に自治会に投げることは、自治会の負担感が増す原因になるため、避けるよう努めなければならない。

また、コロナ禍における自治会活動はより困難な状況になっており、コロナ終息後のコミュニティ活動の停滞が危惧される。自治会の自主的な活動が継続できるような支援や柔軟な対応が求められる。

##### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・ 情報交換の場を定期的に設けたり、先行事例の情報を提供するなど、自治会の横の連携を促すような人的支援を行う。
- ・ 自治会役員の役割分担の見直しを手伝うなど、自治会の無理のない運営体制づくりを支援する。

- ・地域の若者と自治会活動を繋げる支援を行う。
- ・市の事業の推進にあたっては、押し付けにならないよう、地域自らが必要だと認識し、自ら実施しようと思えるような工夫をする。

#### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・自治会が抱える課題の解決策や、自治会に必要な市の支援について自治会と市と一緒に考えるような仕組みが欲しい。
- ・自治会の無理のない運営体制づくりの方法として、自治会の業務や行事の棚卸を行い、見直していくことが有効である。その際、モデルケースとしていくつかの自治会において、棚卸作業を職員が手伝えば、自治会の支援になるだけでなく、地域の現状を把握することもできる。
- ・議員も調査研究の一環として自治会の活動支援を行うことで、地域の現状を把握することができる。
- ・市が大学などの外部単体と自治会をつなぐ役割を担ったり、地元の若者に参加してもらうためのノウハウを研究したりすることが、自治会と若者のかかわりをつくる支援にもなる。
- ・職員の地域活動への参加を促すために、人事評価の評価項目に入れることも有効な手段である。
- ・コロナ禍などの状況下でも出来ることを模索している自治会の活動を制限することがないように支援の在り方を再確認し、柔軟に対応して欲しい。
- ・コミュニティ活動が停滞しないように、コロナ禍だからこそできる活動の情報を提供することも大事である。

#### (2) まちづくりのための協働

協働とは、自主性、自律性を互いに尊重し、対等な立場で、協力して課題解決に取り組むことである。また、協働は、それぞれの主体にメリットがあるだけではなく、単体で実施する以上の効果を得られるものであり、課題解決の方策を検討する中で必要になってくるものである。しかし、職員がそのメリットや必要性に気付いていないことが、なかなか協働に繋がらない原因であると考えられる。また、行政と協働したいと思っているNPO・ボランティア団体にとっては、行政や他の主体とのかかわりを持つ機会が少ないことが課題となっている。

民間企業との連携協定については、市と民間企業の協力にとどまるのではなく、市民等を巻き込み、協働の多角化を目指してほしい。

#### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・コミュニティの自主性及び自律性を損なわないよう協働のルール化を図る。
- ・職員が協働の必要性やメリットに気付くよう、研修等の機会を設ける。
- ・NPO等の団体と行政、またはNPO等の団体同士が関わりを持つことができる仕組みをつくる。



### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・協働のルールを策定する際には、NPO等と協働して行って欲しい。
- ・NPO等の団体と行政が協働するために、まちづくり団体登録制度などの仕組みを考えていく。
- ・NPO等の団体同士の連携を促すために、意見交換会が開催されるとよい。
- ・民間事業者と市の協働においては、市民やNPO等の他の主体との連携も模索して欲しい。

## 3-4 条例の周知

### (1) 市民への周知

市民アンケートで本条例をまったく知らない市民が73.9%もいることが明らかとなった。市民に本条例の理念を理解していただくためにも、まずは条例の周知を図ることが求められる。周知方法については、その目的や対象ごとに方法を変える必要があり、より効果的な方法を検討して欲しい。なお、そもそも市民が条例を難しいと感じることは当然であり、理解を促すためにも手引き(解説)やパンフレットと併せて周知を行うなど、工夫することが大切である。

なお、議会においても本条例の理念を理解していただくことは大切である。

### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・各事業の実施時や情報発信時などの様々な場面で、本条例との関わりに言及することで周知を行う。
- ・周知する対象に適した効果的な周知方法を検討する。
- ・漫画や演劇など市民にとって分かりやすい方法で条例を周知する。
- ・本条例の理念や市民やまちづくりなどの定義など、市民が知っておくべきことについては、強調して周知を行う。

### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・本条例との関連に言及する場面として、アンケート調査や各事業の実施時、広報だざいふやSNS等での情報発信時が考えられる。
- ・周知する対象に適した周知方法として、例えば「こんにちは赤ちゃん訪問」の時に本条例の第7条「子どもの権利等」を紹介するという方法がある。
- ・本条例を学校教育の教材としたり、周知方法を考えることを宿題にしてイベント化したりするなど、学校教育との連携も検討して欲しい。
- ・条例と解説はセットで周知したり、広報だざいふで解説を掲載する際には項目ごとに掲載するなど、市民が理解しやすいように配慮することが必要である。
- ・漫画や演劇などを使った周知方法は、高校の部活動などと協働で行うことが望ましい。
- ・議会においても本条例の勉強会を開催するべきである。

## (2) 職員への周知・職員の意識改革

庁内の取り組み状況調査において明らかとなった、本条例を運用する行政の27.3%が本条例の内容をよく理解していないという状況は、改善を要する。職員への周知を図る仕組みが十分でないことが問題であり、本条例が目指す職員市民間の対話を促す開放型・参加型の行政になるためには職員の意識改革がさらに必要である。したがって、職員が本条例を意識しながら業務に取り組むことを促すような仕組みが求められる。また、職員は政策法務の主体として、さらに市民ニーズに即した自主的な行政を推進していただきたい。

### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・新規採用職員や管理職を対象とした研修の実施や人事評価で条例の浸透を図る。
- ・条例等の制定時や事業実施時に本条例との整合性を確認するなど、本条例を常に意識する形で条例等の制定や改正、施策運用を行う仕組みをつくる。

### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・自治基本条例で求められている職員像を人材育成基本方針に反映させた上で、さらにそれを人事評価に反映するべきと考える。たとえば、職員は条例の趣旨に沿った仕事ができているか、管理職は職員への教育が出来ているか等の項目を設けることを検討することが考えられる。
- ・職員に本条例を意識してもらうために、広報だざいふやSNSでの情報発信時に本条例との関連に言及するように努めて欲しい。
- ・本条例に限らず、太宰府市が制定している条例等に関する知識やそれらを運用する意欲があるかを人事評価の評価項目とする検討も必要である。

## 3-5 その他

### (1) 条例・規則・要綱等（の制定・改正時）の自治基本条例への整合化手続き

新規条例等の制定や施策を実施する時に本条例との整合性を確認することはもちろん、既存の条例や施策等においても整合性が図られるべきである。加えて、執行機関を監視する機関として、議会にも確認する役割がある。また、本条例との整合性だけではなく、太宰府市の条例等の間に齟齬があったり、現状に即さない内容があることは問題であり、見つけたところから改善すべきである。

### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・本条例と他の条例等との整合性の確認を法制執務担当者の責務とし、条例の策定や改正時には法令等審査委員会等で本条例との整合性を確認する仕組みをつくる。
- ・既存条例と本条例の整合性を確認する機会を設ける。

### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・新規条例等の制定時は、事前に所管課、法令担当課及び自治基本条例担当課

で協議して、自治基本条例との整合性を図ることが必要である。

- ・ 条例の制定や改廃を議会に提案する時には、本条例との整合性に言及するべきである。
- ・ 太宰府市の条例等との間の齟齬や現状に即していない条項の指摘を人事評価に組み込んだり、チェックする研修の実施も検討して欲しい。

## (2) 解説書の改良

個別の課題に対する方針等を本条例に盛り込むことを求める意見が多々あったが、本条例は個別の政策分野のあるべき方向性を示したり、推進したりするものではない。解説書において個別の課題に対しては別に条例等があり、それを通じて個別分野の具体的な取り組みが推進されることを認識してもらおう工夫が求められる。

一部の解説については、社会情勢の変化等によって誤解が生じないように、修正や補足等の追記を行うことを要望する。

### 【本審議会が提案する運用改善策】

資料(1)「自治基本条例手引き(解説)」の改正案を参考に、解説を改正する。

### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・ 関連条例等を解説書に記載し、本条例が個別政策の推進を目指すものではないこと(=個別政策の推進は個別条例の制定等を通じて図られるべきものであること)を明記するべきである。

## (3) 市民及び専門家が参画する行政評価の実施

市民等の参画のもとで行政評価を実施することが明記されているにもかかわらず、十分には出来ていないことは望ましくなく、改善を要望する。また、議会においても市民への説明責任が求められており、効率的な行政運営の実現のための取り組みが望まれる。

### 【本審議会が提案する運用改善策】

- ・ 市民及び専門家等の参画のもとにより効果的に行政評価を行う方法を検討し、実施を図る。

### 【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】

- ・ 議会においても議会版行政評価などを検討して欲しい。

## (4) 目的と成果を意識した職員の仕事の仕方

今回の審議会において、これまでの市の取り組み状況を報告いただいたが、その多くが事業の実施回数などの報告にとどまっていて、その成果と課題を分析し、改善につなげるということができていないように思われた。このことは、自治基本条例第12条2項「職員は、自らを研鑽することにより資質の向上を図り、市民の視点に立ち、意欲を持って職務を遂行し、課題等の解決に取り組ま

なければならない」という規定が十分に生かされていないことを意味するものであり、改善が図られなければならない。

市民参画や協働の実施においても、どんな事業をどのくらいやったかという結果ではなく、それによる成果が示されることが大事である。成果が示されることで、市民も課題を把握し、現状の改善に協力することができる。

#### **【本審議会が提案する運用改善策】**

- ・ 人事評価や管理職からの日常的な指導や助言等を通じて、職員一人一人が自身の働き方を見つめ直し、改善するような働きかけを行う。
- ・ 実施計画等の進捗状況や成果を市民に分かりやすく公表するよう努める。

#### **【上記運用改善策に関する審議会委員の詳細意見】**

- ・ 職員は仕事に目的意識を持ち、現実を把握し、そのギャップを解決しようとする働き方が求められる。
- ・ 現実を把握するためには、現場に赴き、市民の声等を聴くことが必要である。

### **(5) 自治基本条例の具現化**

本条例制定後には、本条例に基づき様々な取り組みが展開されていくものと期待していたが、必ずしも十分ではないことが今回の審議会でも明らかとなった。これは本条例が個別政策の推進を目指すものではないとの性質上、抽象的な定めとなっているために、具体的な方策に結び付けにくかったことが原因と考えられる。そのため、具体的な取り組みによって推進が求められている事項を資料(2)「自治基本条例での抽象的な定めから具体化が期待される事項」にまとめたため、それらへの対応を要望する。また、制定後の4年間において取り組みが必ずしも十分ではない状況を鑑みると、具体的な取り組みの実施と併せて進捗管理も必要である。

#### **【本審議会が提案する運用改善策】**

- ・ タイムスケジュールを定めて計画的に取り組んでいく。
- ・ 審議会等を通じて進捗状況を確認する。

### **(6) 自治基本条例をフォローする仕組み**

本条例の見直しを検討するにあたり、制定に至る経緯や議論内容などが十分に理解できていない状況では議論が難しいと考えられる。本条例の制定に関わった者等の意見を聴くなど、本条例に託された思いを受け継いでいく工夫が必要である。

また、条例の運用状況を継続的に把握し、検証を積み重ねていくことが条例の見直しの検討には必要である。

#### **【本審議会が提案する運用改善策】**

- ・ 条例の見直しの検討を行う際には、参考人として、条例制定等に関わった者の意見を聴く機会を設けるよう努める。

- ・本条例に基づく成果を確認する機会を設ける。

#### 4. おわりに

本条例の前文に明記されている「太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまち」の実現には、加速する社会情勢の変化に対応するための検証と実践を繰り返し、本条例に新たな息吹きをもたらすとともに、その理念を市民（事業者等も含む）、コミュニティ、議会（議員）、市長、行政職員が共有していくことが大切である。

今回、本審議会においてさまざまな提言を取りまとめたが、条例制定後の市政の混乱もあり、直ちに条例や趣旨に基づく取り組みが組織を上げて行われていなかったことが問題の根幹である。

混乱が収まったいま、この提言を機に条例の趣旨を再認識し、本条例に基づく、市民を主体とした自治の実現がさらに図られることを期待するとともに、この提言が、太宰府市における今後のまちづくりに十分活かされることを切に願う。

## 5. 資料編

### (1) 「自治基本条例手引き（解説）」の改正案

解説の改正が必要な個所	理由	改正の方向性・ポイント
第 18 条 総合計画等 (手引き P.18)	総合計画の基本構想の策定が義務ではなくなった一方で、地方版総合戦略の策定が推進されるようになったことから、どちらにも対応できるようにするため。	地方版総合戦略につき、「基本構想及び基本計画」と同等のものであり、これに読み替えることができることを明示する。
第 22 条 行政評価 (手引き P.23)	市民参画による評価をし、改善につなげるには事業等の進行状況と成果が市民に分かりやすく公表される必要があるため。	行政評価を行うにあたって、事業等の進行状況と成果を市民に分かりやすい方法で公表することを明示する。
第 27 条 危機管理 (手引き P.28)	新型コロナウイルス感染症の流行により感染症の脅威に関心が高まっており、それに対応できるようにするため。	対象となる「災害等」の定義に新型コロナが含まれることを示した上で、求められる「災害等」への対応の中身についても、新型コロナ対応としての「外出自粛」などが含まれることを明示する。
	「共助」と共に、「互助」という考え方も大事であるため。 ※「互助」＝家族や隣近所での助け合い。 ※「共助」＝自主防災組織や地域コミュニティ単位での助け合い。	「共助」を「互助・共助」に変更する。
全般	個別の課題に対しては、議会基本条例や男女共同参画推進条例等の既存の条例があることが市民に意識されていないようであり、条例の理解を促すため。	関連する条例等を記載した上で、個別分野の具体的な取り組み推進については、これらの関連条例等を通じて行っていくべきものであり、自治基本条例それ自体は個別政策分野のあるべき方向性を示したり、それを直接推進したりするためのものではないことを明記する。

## (2) 自治基本条例での抽象的な定めから具体化が期待される事項

自治基本条例	具体化が期待されること	審議会の意見等
第7条 子どもの権利等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが健やかに成長できるような環境の整備。</li> <li>・子どもが、自らがまちづくりの主体であることを自覚しながら成長できるような環境の整備。</li> <li>・子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備。</li> <li>・表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂のさらなる支援を図る。</li> <li>・太宰府市をどういうまちにしたいかなどのテーマをもとにまちづくりについて主体的に考えてもらう機会をさらにつくる。 (例：学校教育でまちづくりをテーマに意見交換を行ったり、作文発表に取り組みだりといった学校教育における取り組みのほか、子ども未来会議の取り組みも実際に行われているが、これをさらに充実させていく。)</li> <li>・学校に関する施策に関して当事者である子ども達の意見を反映させるなど、まちづくりに反映する取り組みをさらに行う。 (例：市内小中高校及び大学に要望、意見を出してもらう目安箱を設置し取り組んでいるところ、当該意見の実現をさらに積極的に進める。)</li> <li>・学校の建て替えや学校給食に関して子ども達の意見を取り入れる、自治会などの身近なまちづくり活動に子ども達の意見を反映させる。</li> <li>・子ども達が自ら挑戦しようと思った時に実行できる場をつくる。 (例：魅力ある図書館づくり)</li> <li>・上記の取り組みを行うにあたっては、子どもの成長に合わせたやり方を試行錯誤しながら実施する。</li> <li>・子ども議会が開催されたが、定期的な開催などさらに充実を図る。</li> </ul>
第9条 議会の役割及び責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画の推進、開かれた議会運営の実現。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画を積極的に取り入れる。 (例：意見交換会、議会モニター制度、議会サポーター制度)</li> <li>・市民との条例の勉強会の開催。</li> <li>・市民ニーズに合うように議会だよりの内容を検討する。</li> </ul>
第19条 政策法務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、運用すること。</li> <li>・必要な条例等を制定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策法務研修を通じて実例を含めて学習する。</li> </ul>
第20条 財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創意工夫による経費節減及び収入増への積極的な取り組み。</li> <li>・行政サービスの向上及び良好な市政運営の推進を図るための検討。</li> <li>・財政に関する事項や財産の管理や運用の状況を市民に分かりやすく公表すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減のために安易な人件費の削減をしない。</li> <li>・経費が掛かる原因をなくす方法を考える。 (例：空家の所有者が複雑化する問題に発展しないように、死亡届出時に諸手続きを行ってもらおう)</li> <li>・ネーミングライツのように収入増の取り組みとして様々な方法を検討する。</li> <li>・サービスの向上などは分野横断的な効果を考える。 (例：地域交通が赤字である一方、高齢者の外出増による健康維持への貢献)</li> <li>・「市民に分かりやすく」するためには、市民参画で検討することが求められる。</li> </ul>
第21条 組織及び人事政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟な課題対応及び部局間連携を可能とする組織体制の整備。</li> <li>・効果的かつ計画的な人事政策の運用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する部局間の連携を図る視点で人事異動を考える。</li> <li>・分野横断的な効果を意識する。</li> <li>・部局間にまたがる課題を共有する仕組みを設ける。 (例：部長会議の活用)</li> <li>・職員の専門性が高まるような人事異動を考える。</li> </ul>
第25条 パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された意見の取り扱いの結果及びその理由の公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが当事者になる案件については、パブリック・コメントの実施を子どもにも周知する。</li> <li>・パブリック・コメントの前に市民参画などの手続きを十分に行う。 (例：説明会の開催)</li> <li>・意見を提出しやすい環境を整える。 (例：資料のHP掲載、公民館への配架)</li> </ul>
第27条 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災の基盤整備。</li> <li>・危機管理体制の整備。</li> <li>・市民、コミュニティ及び関係機関並びに他の地方公共団体及び国との相互連携、及び協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、外国人に情報をどう伝えるかは各自自治体の課題となっている。</li> <li>・新型コロナ感染症の流行などにも対応できる対策が必要。</li> <li>・災害対応できる人材の育成。 (例：建設業、林業の支援)</li> <li>・自主防災組織への定期的な指導や教育の支援。</li> <li>・災害時に備えて市内大学の学生と日頃から協力関係を構築する。 (例：大学の防災サークルとの連携)</li> </ul>
第28条 国及び他の地方公共団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び他の地方公共団体並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今求められている公共施設のあり方の見直しに際しては、近隣市や県との連携を図り、効果的に複合化を進める。</li> </ul>

### (3) 太宰府市自治基本条例審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	区分
会長	嶋田 暁文	九州大学大学院法学研究院	識見を有する者
副会長	出水 薫	九州大学大学院法学研究院	
委員	神武 綾	太宰府市議会	市議会議員
委員	長谷川 公成	太宰府市議会	
委員	大末 精一	太宰府市自治協議会	自治会その他各種 団体に携わる市民
委員	吉長 健二	太宰府市自治協議会	
委員	藤本 史子	NPO法人子育てサポートぽぴんず	NPO、ボランティア その他の公益的 活動に携わる市民
委員	森口 忠彦	太宰府市身体障害者福祉協会	
委員	高田 千明	一般公募	公募による市民
委員	田中 美佐子	一般公募	
委員	上田 節子	太宰府市商工会	市内の学校関係者 及び事業者
委員	花田 博幸	太宰府市商工会	

### (4) 太宰府市自治基本条例の見直しに関する経過

日時	取り組みの内容
令和2年12月1日(火) ～12月21日(月)	市民アンケート調査
令和3年2月22日(月)	第1回太宰府市自治基本条例審議会 (委嘱状交付、取組状況及び市民アンケート結果報告 他)
令和3年3月12日(金)	第2回太宰府市自治基本条例審議会 (前審議会委員から見た自治基本条例の現状)
令和3年3月30日(火)	第3回太宰府市自治基本条例審議会 (条例の検証)
令和3年4月20日(火)	第4回太宰府市自治基本条例審議会 (条例の検証)
令和3年5月18日(火)	第5回太宰府市自治基本条例審議会 (条例の検証)
令和3年6月22日(火)	第6回太宰府市自治基本条例審議会 (条例の検証)
令和3年7月5日(月)	第7回太宰府市自治基本条例審議会 (条例の検証)
令和3年7月27日(火)	第8回太宰府市自治基本条例審議会 (条例の検証)
令和3年8月12日(木)	第9回太宰府市自治基本条例審議会 (答申)